

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		犬山市家庭用生ごみ処理機補助金		市の担当部課	経済環境部環境課		
				問い合わせ先	0568-44-0344		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 11名		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市家庭用生ごみ処理機補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成21年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		ごみの減量対策の一環として、家庭用生ごみ処理機の購入者に対し、市から補助金を交付することにより、各家庭から出る生ごみの自家処理を促進するため。					
補助金の額 ( )は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
		408,300 円	486,400 円	254,400 円	540,000 円		
		(408,300 円)	(486,400 円)	(254,400 円)	(540,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		市内に住所を有し、かつ在住する人で、市内又は市外の販売店で生ごみ処理機を購入した人(1世帯1基(ただし、買い替えによる場合は、補助金交付を受けて設置されたものが5年以上経過した場合に限る))に対して補助を行う。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		597,217 円			
		うち補助対象経費		597,217 円			
		補助対象経費の内訳		生ごみ処理機		597,217 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		購入金額の2分の1(100円未満は切り捨て)			
		補助限度額		30,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業費確定後の申請に基づいて交付するため。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		ごみの減量対策の一環として、家庭での生ごみの減量につながった。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無			

※平成30年度の実績に基づき作成しています。